

## 第1章 教育の理念及び目標

### 1 基本理念

筑波大学法科大学院（筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（以下「当専攻」という。）は、高度の能力・資質を備えた専門職業人たる法曹の養成という司法制度改革の目的を実現すべく、既に豊富な知識・経験・技能を有する有職社会人に高度専門教育の場を提供することで多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とし、下表1所掲の教育目的を設定し、筑波大学『大学院スタンダード』及び当専攻ウェブサイトを通じ公表している。

表1 当専攻の教育目的

① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる人材の養成
② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えた人材の養成
③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力を備えた法曹の養成
④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる法曹の養成

社会人の法曹資格取得に対する潜在的需要は、企業や官庁などの側からも、社会人個人の側からも、きわめて大きいと考えられる（第6章所携資料参照）。そこで、ビジネス科学研究科（旧組織）におけるこれまでの社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かし、キャリア転換を目指す有職社会人のための夜間開講型法科大学院を設置し、社会的な需要に応え、昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を提供することとした。そのため、有職社会人でも通学可能な平日夜間及び土曜日に授業を実施するなど、カリキュラム編成上の工夫を凝らしている。また、法律学全般についての質の高い教育を行うとともに、グローバルビジネス、知的財産等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな法的問題解決能力の涵養にも配慮し、高度に専門性を有する法曹の育成を目指している。

### 2 沿革

筑波大学は、平成元年に東京キャンパスに設置した我が国初の社会人のための夜間開講型大学院、「経営・政策科学研究科」（その後「ビジネス科学研究科」、現在「人文社会ビジネス科学学術院」）を設置したが、その翌年には企業法学専攻（博士前期課程）を設置し、高度専門職業人養成のための法学の専門教育の先鞭をつけた。さらに同8年には同研究科

に、企業の経営と法律の問題をさらに専門的に研究する企業科学専攻(博士後期課程)を設置し、漸次拡充が図られてきた。

法曹資格取得に対する社会人の潜在的需要は、組織(企業や官庁など)の側からも個人の側からも、きわめて大きいと考えられる(第6章表2-1参照)。そこで筑波大学は、ビジネス科学研究科における上記の社会人法学教育の豊富な経験と実績を活かし、キャリア転換を目指す有職社会人のための夜間開講型法科大学院を同研究科の中の一専攻として設置し、社会的な需要に応え、平日昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を提供することとした。

令和2年度には、筑波大学における大学院研究科の改組により、人文社会ビジネス科学学術院が新設され、法曹専攻は同学術院の中の一専攻となった。完成年度である令和4年度末まではビジネス科学研究科法曹専攻(旧組織)と人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻(新組織)とが併存することとなる。しかしながら法科大学院としての内実に変更は生じていないので、本評価書においては新組織と旧組織に分けることなく論じることとする。

### 3 特色

有職社会人に対象を特化したうえで上記の教育目的を実現するため、当専攻では平日夜間及び土曜日に授業を実施するなど、カリキュラム編成上の工夫を凝らしている。また、法律学全般についての質の高い教育を行うとともに、グローバルビジネス、知的財産等の法分野における最先端の授業科目を揃える一方、実務に密着したオールラウンドな法的問題解決能力の涵養にも配慮し、高度に専門性を有する法曹の育成を目指している他、以下のような取組を行っている。

#### (1) 未修者教育の充実

当専攻は上記の通り、有職社会人に対象を特化した夜間開講型大学院であり、多様なバックグラウンドを持った人材を法曹界に導くことを基本理念に掲げているため、法学部以外の学部出身者が多いことや、法学部出身者といえども、学士課程卒業時から当専攻入学時までには相当の年数を経ていることが通例であるため、一般的な意味の法学部出身者とは異なるなど、種々の特徴を有している(第6章所携資料参照)。そのため、他の法科大学院に比しても特に未修者教育を充実させる必要性が高い。平成26年度入学法学未修者より、1年次配当の法律基本科目(必修)は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5分野に限定し、法学学修の基礎固めを無理なく確実に進められるよう配慮したのもその一環と言える。なお当専攻は、平成27年度及び平成28年度の「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において、「時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム」を提案し、各年度ともに「優れた取組」として評価され、加算を得ている(詳細は第7章1(1)(d))。さらに、当専攻の未修者教育の強化する取り組みは、令和3年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムとして採用され、A+と高

い評価を得ている。

## (2) 情報通信技術の導入

当専攻では、有職社会人学生特有の時間的ハンデ解消の対策の1つとして、平成17年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に対して、以下①及び②を申請し、採択された。

- ① 授業の録画とストリーミング配信システム
- ② リーガルクリニック用日程管理システム

このうちの①を通じ、当専攻の学生は学外（自宅等）からでも録画授業を視聴することができる。中でも法律基本科目の殆どが、同システムを通じ配信されている。また、平成28年度からは、ウェブ会議システムを通じ、学生が出張先等学外の端末からでも、一定回数まで授業に参加できる仕組みを運用している。

なおこの取組は、平成27年度及び平成28年度の「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において、「場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践」として提案され、その後も「特に優れた取組」として評価され、加算を得ている。さらに、令和3年度加算プログラムでも、引き続き「特に優れた取組」として評価された（詳細は第7章1(1)(d)）。

## (3) 併設法律事務所でのリーガルクリニック

時間的制約の大きい有職社会人学生が実務に触れる機会を確保するため、当専攻の授業が行われている教室と同じフロアに法律事務所が併設されており、「リーガルクリニック」（2年／3年次対象）が実施されている。学生は、年度当初に行われるガイダンスに出席する以外は、担当教員との協議の上で、各自の受講目標に従い、上記(1)②の「日程管理システム」を通じ指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の職務上の日程との調整を図りながら研修を行うというフレックス・タイム制を採用している。

## 4 教育理念と目標の達成状況

### (1) 学生の状況

当専攻在籍者の状況は表2のとおりである。有職社会人学生を対象とする当専攻の特性上、職務上の都合でやむなく休学する者が少なくなく、これが留年者や標準修業年限で修了できない者のかなりの部分を占めている（標準修業年限修了者数及び標準修業年限修了率は表3-1及び表3-2のとおり。）。もっとも、休学者の多くは復学して修了している。また平成28年度より学生カルテ・システムを導入し、教員が学生の状況をさらに共有することで、一層適切に状況把握できる仕組みを整えた（第7章1(1)(e)⑤）。休学および復学

の面談などに活用しており、忙しい社会人の個々の学修状況の把握の参考になっている。

表2 学生の状況

	H28	H29	H30	R1	R2	R3 (9.1 現在)
在籍者数 (a)	120	118	113	114	121	126
休学者数 (b)	31	21	28	29	23	
休学率 (b/a)	25.8%	17.7%	24.7%	25.4%	19.0%	
留年者数 (c)	44	39	33	38	39	
留年率 (c/a)	36.6%	33.0%	29.2%	33.3%	32.2%	
退学・除籍者 数 (d)	11	15	13	16	9	
退学・除籍率 (d/a)	9.1%	12.7%	11.5%	14.0%	7.4%	
最終年次学生 数 (e)	37	37	37	36	39	
学位授与数 (f)	27	27	21	20	24	
学位授与率 (f/e)	72.9%	72.9%	56.7%	55.5%	61.5%	

表3 - 1 標準修業年限修了者数及び標準修業年限修了率 (未修者)

入学年度	H28	H29	H30	R1	R2
標準修業年限 修了者数	13	12	10	10	7
標準修業年限 修了率	48.1%	48.0%	40.0%	45.5%	35.0%

表 3 - 2 標準修業年限修了者数及び標準修業年限修了率（既修者）

入学年度	H28	H29	H30	R1	R2
標準修業年限 修了者数	3	4	6	4	8
標準修業年限 修了率	60.0%	100.0%	75.0%	66.7%	88.9%

(2) 修了生の現行司法試験合格状況

当専攻修了生の現行司法試験合格状況は、表 4 の通りである。

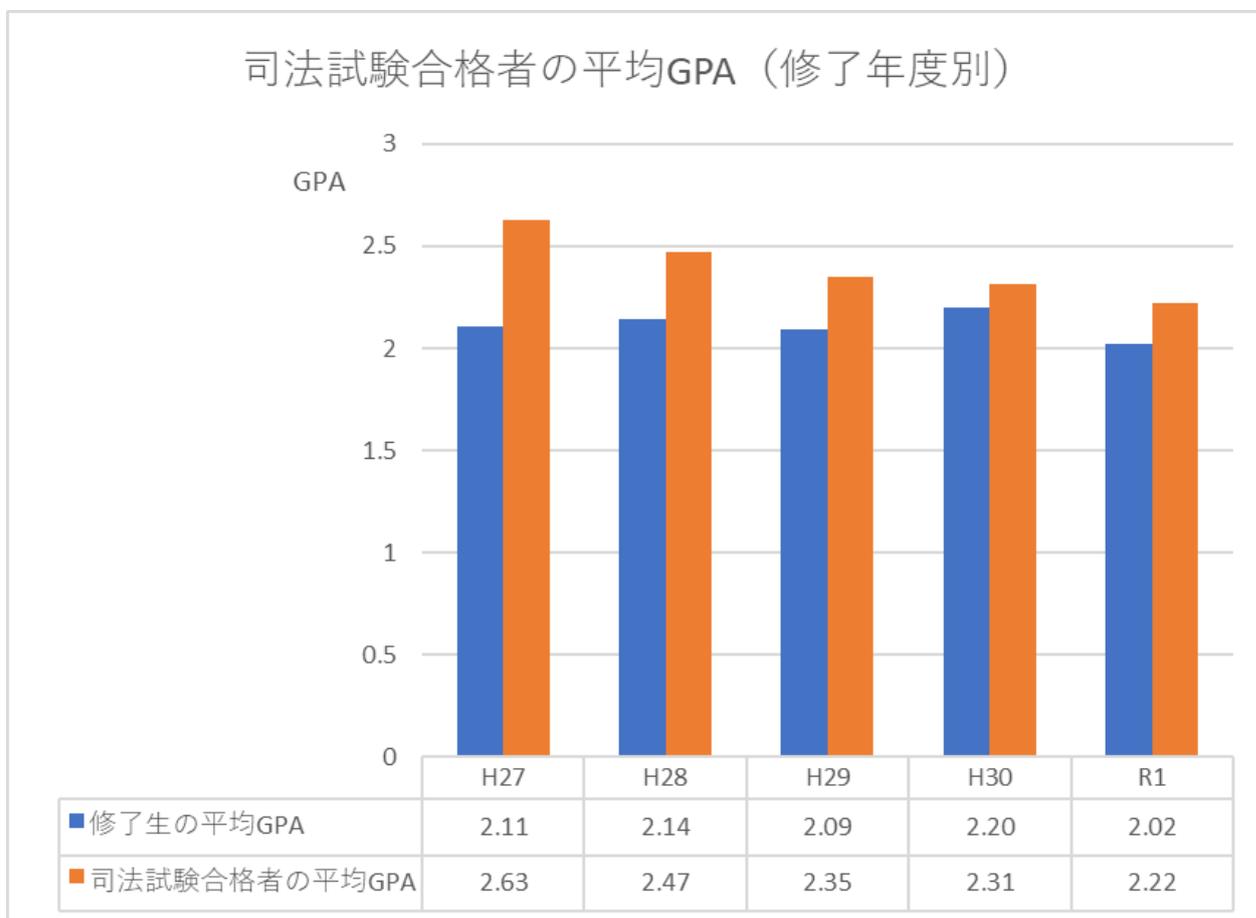
表 4 当専攻修了生の現行司法試験合格状況

	出願者 (a)	受験者 (b)	短答式合格 者 (c)	最終合格者 (d)	合格率 (d / b)	全国平均 合格率
平成28年	80	70	35	5	7.14%	22.95%
平成29年	90	72	44	11	15.28%	25.86%
平成30年	89	76	46	10	13.16%	29.11%
令和元年	92	77	52	18	23.38%	33.63%
令和2年	73	56	39	15	26.79%	39.16%
令和3年	69	60	47	19	31.67%	41.50%

司法試験最終合格者の当専攻における平均 GPA は、いずれの修了年度においても修了者全体の平均 GPA を上回っており、学内の成績評価と現行司法試験の結果との間に有意な相関性が認められる（表 5）。したがって有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップの解消に向けた一層の取組を含め教育支援体制のさらなる充実の必要があるとはいえ、一定の教育成果は達成されているといえることができる。

なお、有職社会人を対象とした本学の特性上、修了者は、必ずしも法曹に転身せずとも、入学前より在籍していた職場において、本学の教育成果である専門的な法律知識を活用することによって、そこでのさらなるステップアップを実現することも大いに意味があるものと考えられる。また、修了生には、法曹学修生として自習室を提供するなどし、身近にいる教員において継続した学修指導の機会を確保できる体制を整えている。

表5 修了者全体の平均GPAと司法試験合格者の平均GPAとの比較



[特長]

- ・有職社会人にも広く法曹への門戸を開くという司法制度改革の理念を忠実に実現すべく、授業時間を平日夜間及び土曜日とするなど、カリキュラム編成上の工夫を凝らしている。また、「時間的ハンディキャップのある有職社会人学生に向けた未修者フォローアップ・プログラム」の実施・運用に取り組んでいる。
- ・時間的制約の大きい有職社会人への対応策として、従来から情報通信技術の導入に努めており、授業のデジタル録画とストリーミング配信による学修支援を行ってきている。さらに平成28年度からは、ICT（Google meet）を通じた授業参加システムを全国の大学に先駆けて導入している。令和2年度のコロナ禍においては、一層スムーズに、オンライン授業やオンデマンド録画授業を行ってきている。
- ・併設法律事務所において実施される「リーガルクリニック」では、「日程管理システム」を導入することにより、フレックス・タイム制の下で実施され、時間的制約の大きい有職社会人学生にも実務に触れる機会を確保している。

[課題]

以下各章で述べるとおり。